

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーへの経営の透明性を高め、いかなる経営環境の変化にも迅速に対応し、長期安定的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と捉え、監査役の監査機能の強化、取締役会での議論の充実を図る等、透明性が高く、公正な経営を実現することに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)経営理念については、「ALPHA WAY」の中に制定し、当社ホームページ・株主通信等で公表しております。また、経営戦略、経営計画等については、中期経営計画として開示する予定です。

(2)当報告書1の1「基本的な考え方」をご参照下さい。

(3)当社の取締役及び執行役員の報酬は、役員の経営に対する責任の大きさ、培った豊富な経験、知見、専門知識等を活用した職務遂行への対価に、業績及び企業価値の向上に対する貢献度を代表取締役が評価し、代表取締役と社外取締役で構成される評価委員会が審議し、社長が決定していきます。なお、最新の取締役数及び報酬総額については、株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

(4)

(方針)

経営陣幹部(執行役員)の選任及び取締役候補者の指名については、ALPHA WAYをベースに中期経営計画の達成に必要な資質を備えていること及び、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を、各職務機能のバランスを図りながら総合的に検討し決定しております。また、監査役候補については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し決定しております。

(手続)

経営陣幹部(執行役員)の選任及び取締役候補者の指名については、上記方針に基づき社長が候補者の指名・推薦を行い、評価委員会にて審議、取締役会に提案し、審議され決定されます。また、監査役候補者の指名については、上記方針に基づき社長が候補者原案を作成し、監査役会の同意を得たうえで、社長が取締役会に提案し、審議され決定されます。

(5)社外取締役及び社外監査役の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。取締役、監査役の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析・評価は、四半期に1回評価委員会にて評価し、その結果に基づき、取締役会全体の機能向上の検討を図り、実効性の改善に努めます。なお、上記の結果の概要に係る開示内容については、今後検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先・事業関係先との業務遂行上安定的な信頼関係を築くという方針のもと、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した株式について政策的に保有しております。また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、上記、方針の観点から判断致します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規程、関係会社管理規程等において、取締役会の承認を得るべき事項について定め、必要な情報が取締役会に報告され、承認を得る体制を整えております。

なお、当社が当社役員及び主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規程および関係会社管理規程等に基づき、取締役会に上程し、決議しています。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、取締役会規程にて決議事項を明文化しております。なお、それ以外の項目は職務権限規程及び稟議規程で社長・本部長・事業部長などへ権限委譲しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役の体制を2名とし、専門的な資質を有効に活用しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす事を前提としつつ、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めております。取締役の選任に関しては、ALPHA WAYをベースに中期経営計画の達成に必要な資質を備えていること及び、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を、各職務機能のバランスを図りながら総合的に検討し決定しております。また、定款にて取締役を8名以内と定めております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の兼任状況につきましては、招集通知・有価証券報告書に記載し開示しております。現在は、他上場企業の役員を兼務している当社の社内取締役、社内監査役はありません。なお、取締役・監査役を選任する時は、本人との確認の上、取締役会で合理的範囲であるとの確認を行っております。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役については、法的な役割と責任を果たすために必要な知識の習得及び責務の理解促進を図るトレーニングを、就任時またはその後必要に応じ行うことを方針としております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主との建設的な対話を促進するために、IRを担当する経営企画部門が中心となり、以下の対応を実施しております。

- 1. 株主との対話全般については、経営企画部門担当取締役が統括しており、様々な取組みを通じて、建設的な対話が実現できるよう積極的な対応を心掛けています。
- 2. 経営企画部門では、毎週1回の定例会議にて、IR活動に関連する部署間の情報共有・連携を図っております。
- 3. 個別面談以外の対話の手段としては、当社HPで東証基準以上にニュースリリースを行い、当社の事業実態に対する理解が促進されるようにタイムリーな情報還元に努めております。また、株主総会開催後に懇親会を開催し、株主から幅広くご意見をうかがう機会を設けております。
- 4. 株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を図っております。
- 5. 対話のテーマについては、当社インサイダー規程を遵守し、留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,710,000	16.76
株式会社三井住友銀行	477,500	4.68
アルファ従業員持株会	437,398	4.29
日産東京販売ホールディングス株式会社	379,000	3.72
和田 泰蔵	268,282	2.63
株式会社りそな銀行	230,000	2.25
株式会社みずほ銀行	160,000	1.56
株式会社横浜銀行	150,000	1.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000	1.47
株式会社西京銀行	145,900	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
那須井 勝久	税理士											
上坂 こずえ	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
那須井 勝久	○	那須井税理士事務所所長 独立役員に指定	税理士として税務分野において高い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を保つために選任しております。 また那須井氏は、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反に該当する事実もなく、中立・公平な立場を確保していると考えており、独立役員として指定しております。
上坂 こずえ	○	萱場健一郎事務所所属 独立役員に指定	弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、おもに企業法務の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を保つために選任しております。 また上坂氏は、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反に該当する事実もなく、中立・公平な立場を確保していると考えており、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	評価委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

評価委員会の事務局は、人事担当役員とする。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的な会合を持ち、会計監査人から監査方針と計画、監査結果について、報告を受けるほか、随時、意見や情報の交換を積極的に行っております。

内部監査部門とは互いに独立性を保ち、監査結果等について意見交換会を適宜実施し連携強化を図っております。具体的には常勤監査役と内部監査先任者が監査の計画や結果について会合を行っております。また常勤監査役は内部監査部門の監査結果を監査役会にて適宜報告を行い、共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 由紀夫	他の会社の出身者							△						
鈴木 知己	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 由紀夫		当社は、中村由紀夫氏が過去において業務執行者であった株式会社三井住友銀行と取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに会社経営に高い見識に基づき、監査役機能を強化するため選任しております。
鈴木 知己		――	警視庁での豊富な経験を通じて培った専門的知見を活かし、監査役機能を強化するため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬を固定部分と変動部分に分け、変動部分に関しては1年間の業績に応じて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役は報酬総額を表示し、内数として社外取締役の報酬総額を表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第70回定時株主総会において年額200百万円以内(内社外取締役分年額10百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・・・総合企画部を通じて、取締役会の資料送付や情報伝達を実施しております。
社外監査役・・・常勤監査役を通じて、取締役会の資料送付や情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状の体制の概要・・・巻末の「参考資料：模式図」をご参照ください。

(1) 効率的かつ迅速な意思決定を図るため取締役は少人数とし、定時取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を行い、経営方針、計画の策定および取締役の業務執行を監督しております。加えて執行役員が出席する業務執行会議を毎月複数回開催し、連結子会社を含めた各部門の業務執行について審議し、変化する環境に対しより迅速かつ的確に意思決定を進めております。この他に代表取締役社長を議長とする体質改善推進会議を開催し仕事のやり方の改善を図っております。法令遵守については、経営企画本部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員

会を組織し、グループ内の法令遵守状況の確認や役職員の教育の推進を図っております。

(2) 監査体制につきましては、監査役会、内部監査部門、会計監査人が、それぞれ独立して定期的に監査を実施し、業務執行の状況及び適法性の監査を行っております。なおその監査結果について随時意見交換を実施しております。内部監査につきましては規程・基準のとおり業務が執行されているかを中心に定期的に監査を実施し、監査結果に基づき改善勧告を行っております。

(3) 取締役候補者については当社の事業内容に精通し、高い業務執行能力を有している人物を選任しております。

(4) あずさ監査法人と監査契約を結び、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する磯貝和敏氏、栗田渉氏であり、その監査業務に係る候補者は8名(公認会計士4名、その他4名)であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーへの経営の透明性を高め、いかなる経営環境の変化にも迅速に対応し、長期安定的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と捉え、監査役の監査機能の強化、取締役会での論議の充実を図る等、透明性が高く、公正な経営を実現することに取り組んでおります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月19日開催の第77回定時株主総会においては、法定期日に先立ち、平成27年6月2日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
その他	株主総会への株主の出席を促進し、経営トップと直接面談する機会を設けるため、株主総会後に懇親会を実施しております。 定時株主総会招集通知の発送後に定時株主総会招集通知の全文をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通して、個別ミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書並びに四半期報告書、事業報告書をホームページに掲載しております。 URL: http://www.kk-alpha.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:取締役常務執行役員 斉藤 雄一 担当部署:総合企画部 事務連絡責任者:総合企画部部長 中島 一也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アルファ企業倫理綱領」にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「アルファ環境憲章」を定めており、ISO14001認証を取得しております。また毎年「環境報告書」を発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「アルファ企業倫理綱領」および「財務報告の基本方針」にて規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

アルファグループ共通の価値基準であるALPHA WAYを策定し、法令順守をミッションとして規定するとともに、アルファ企業倫理綱領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定め取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その周知徹底、定着を図るため、コンプライアンス委員会が継続的な教育を推進しております。さらに、同委員会において、各社及び各部門のコンプライアンスの状況を評価し、継続的な教育を推進しております。これらの活動は、定期的に業務執行会議に報告されるものとし、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告されるものとしております。また、法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてアルファ・ヘルプラインを設置し運営しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとなっております。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及びセキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理基本方針に従い、それぞれの担当部署もしくは委員会にて、規程・ガイドラインの起案、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応については、経営企画部門が行います。また、新たに生じたリスクについては業務執行会議で審議のうえ、代表取締役社長が速やかに対応責任者となる執行役員を定めます。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- (1)アルファグループの全役員・従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、計画を策定しております。
- (2)効率的かつ迅速な意思決定を図るため、取締役は少人数とし、定時取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- (3)取締役会は、計画を具体化するため、每期、事業部門ごとの業績目標と予算を設定します。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として計画の目標達成への貢献度を基準に、その優先順位を決定します。同時に、各事業部門への効率的な資源配分を行っております。
- (4)業務執行体制の強化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、執行役員が出席する業務執行会議を毎月複数回開催し、子会社を含めた各部門の業務執行について審議し、変化する環境に迅速かつ的確に意思決定を進めております。
- (5)月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、業務執行会議に報告しております。
- (6)業務執行会議において、毎月、担当執行役員に目標未達成の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、審議を行い、代表取締役社長は必要に応じて目標を修正しております。
- (7)(6)の議論を踏まえ、各事業部門を担当する執行役員は、各本部及び事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行をさせております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を定め、子会社が当社の承認を受けるべき事項及び当社に報告すべき事項を定め、重要な情報を共有するほか、当社グループの業務の適正を確保しております。当社グループの各本部及び事業部に関して責任を負う執行役員を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、前者についてはコンプライアンス委員会が、後者については経営企画部門がこれらを横断的に推進し管理しております。内部監査規程を定め、当社の内部監査部門が、子会社に対して適宜監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の適正な業務執行を確保しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門の従業員や経営管理部門の従業員等に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会の協議により決定する方法によっております。また、アルファ・ヘルプラインによる通報状況及びその内容は、コンプライアンス委員会より常勤監査役に報告し、同監査役が監査役会に報告する方法によっております。内部監査部門は定期に又は必要に応じて各子会社の監査を実施し、当該子会社からの報告を含めた監査結果を監査役会に報告しております。また、監査役監査基準を規定し、当社及び子会社の役員及び従業員が監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

8. 監査役の職務の執行に生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に生ずる費用については、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理いたします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するとともに、取締役及び執行役員から報告を受ける体制を整備しております。また、監査役会及び会計監査人との間で定期的な意見交換会を設定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、「アルファ企業倫理綱領」に「当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力及び団体とは一切関係を持たず、これらの勢力からの不当な要求には応じず、毅然とした態度で対応します。また、自らもこれからの勢力及び団体を利用しません。」と明記し、警察等とも連携し組織的に対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ガバナンス体制

